

令和7年度水質検査計画



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん

滑川町では、町内に供給している水道水の安全性を確保するため、水道法に基づく水質検査を実施しています。

この水質検査について、令和7年度の検査計画を策定したので公表します。



滑川町上下水道課

1. 基本方針

滑川町の水道では、その原水の全てを埼玉県水道用水供給事業からの浄水受水としています。このため受水している浄水の水質については、埼玉県水道用水供給事業が実施する水質検査の結果により確認し、滑川町が給水している水道水の水質については、委託により水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水質検査は、水道法で義務付けられている給水栓（蛇口）で実施します。

また、受水している浄水の水質は、滑川町への送水と同一系統の水質検査結果により確認します。

(2) 検査項目

水質検査項目は、水道法で義務付けられている毎日検査項目（色、濁り、消毒の残留効果）及び水質基準項目（51 項目）とします。

(3) 検査頻度

毎日検査項目については、1 日 1 回検査を実施します。

水質基準項目については、水道法の規定に基づき、概ね月 1 回以上行うこととされている項目については月 1 回、その他の項目については概ね 3 か月に 1 回検査を実施します。

水道法施行規則の規定に基づき検査回数を減、又は検査を省略できる項目についても水道水の安全性を確認するため検査回数の減、又は検査の省略は行わず検査を実施します。ただし、水質基準項目のうち臭気物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、原水が浄水受水であり検査の必要性が少ないことから、高濃度となる恐れの高い夏期に 1 回検査を実施することとします。

2. 水道事業の概要

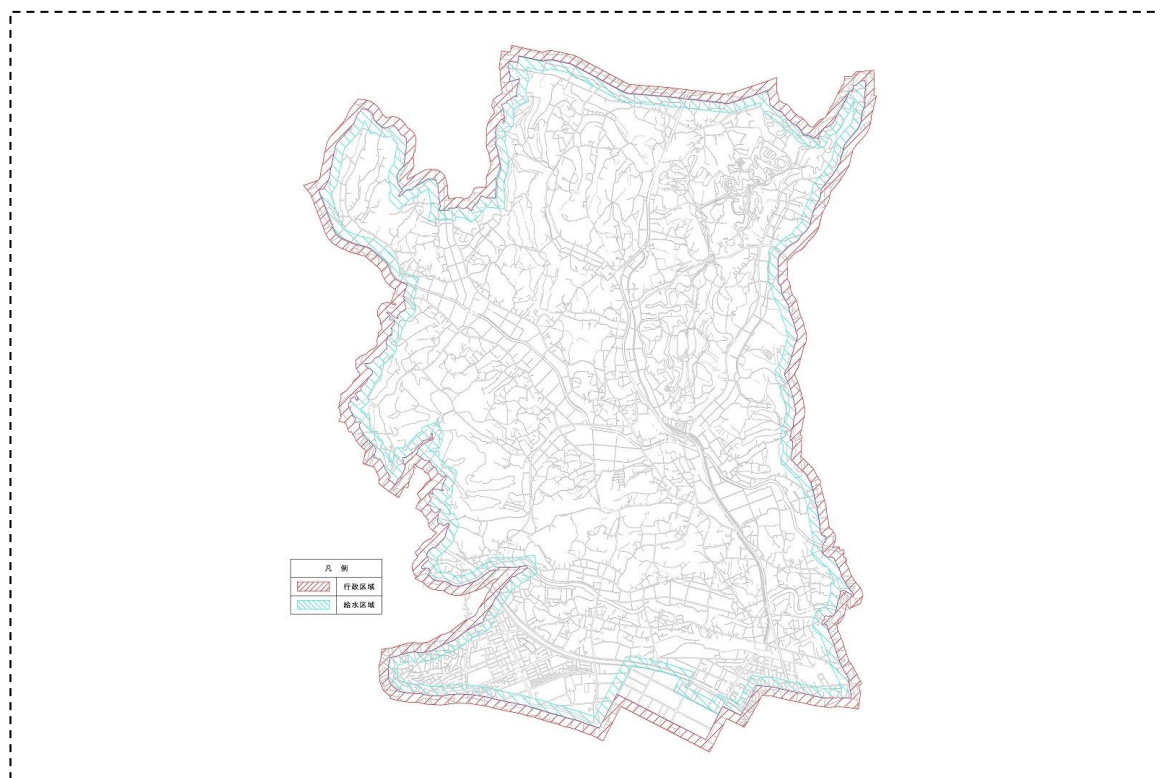
滑川町の水道は、埼玉県水道用水供給事業（吉見浄水場系、行田浄水場系）から受水している浄水を原水としております。自己水源を持たないため浄水施設はなく、滑川町大字羽尾地内の配水場において、浄水を受水し町内へ給水を行っています。

（１）給水状況

区 分	内 容
給 水 区 域	滑川町内 ※大字都の一部 (東松山工業団地)を除く
給 水 人 口	19,636人
普 及 率	99.8%
給 水 戸 数	8,307戸
一日最大給水量	7,524m ³
一日平均給水量	6,636m ³

※令和5年度決算数値

（給水区域図）



3 原水及び水道水の状況

(1) 原水（配水場入口の水）の水質で留意すべき事項

原水は全て浄水受水となっているため、水質基準を満たした安全な水となっています。一方、浄水施設を持たないため、送水元である埼玉県吉見浄水場及び行田浄水場で水質事故が発生した場合は、その影響を直に受けることになるため、これらの浄水場の水質状況の把握に努める必要があります。

(2) 水道水の状況

水道水は、これまでの水質検査結果においても水質基準を全て満たしており、安全で良質な水となっています。

(参考 1：埼玉県吉見浄水場及び行田浄水場の水質管理上の主な留意事項)

浄水場名		埼玉県吉見浄水場	埼玉県行田浄水場
水源		表流水（荒川）	表流水（利根川）
留意事項	原水	・ 降雨(集中豪雨等)による濁度上昇 ・ 油流出等の水質汚染事故 ・ 生活排水などの流入による界面活性剤、アンモニア態窒素やトリハロメタン生成能等の上昇 ・ 貯水池等、水が停滞しやすい水域での藻類増殖によるかび臭物質の産生 ・ 藻類の光合成に伴う pH 値の上昇 ・ 微小な藻類の増加による浄水処理への影響	
	浄水	・ トリハロメタン等の消毒副生成物濃度の上昇	

4 検査地点

(1) 給水栓（蛇口）

滑川町では、全ての家庭に滑川町配水場から給水をしています。この滑川町配水場から供給される水が水質基準に適合していることが判断できる場所として、できる限り末端の給水栓（下図1箇所）を選定し、水質基準項目の検査を実施します。

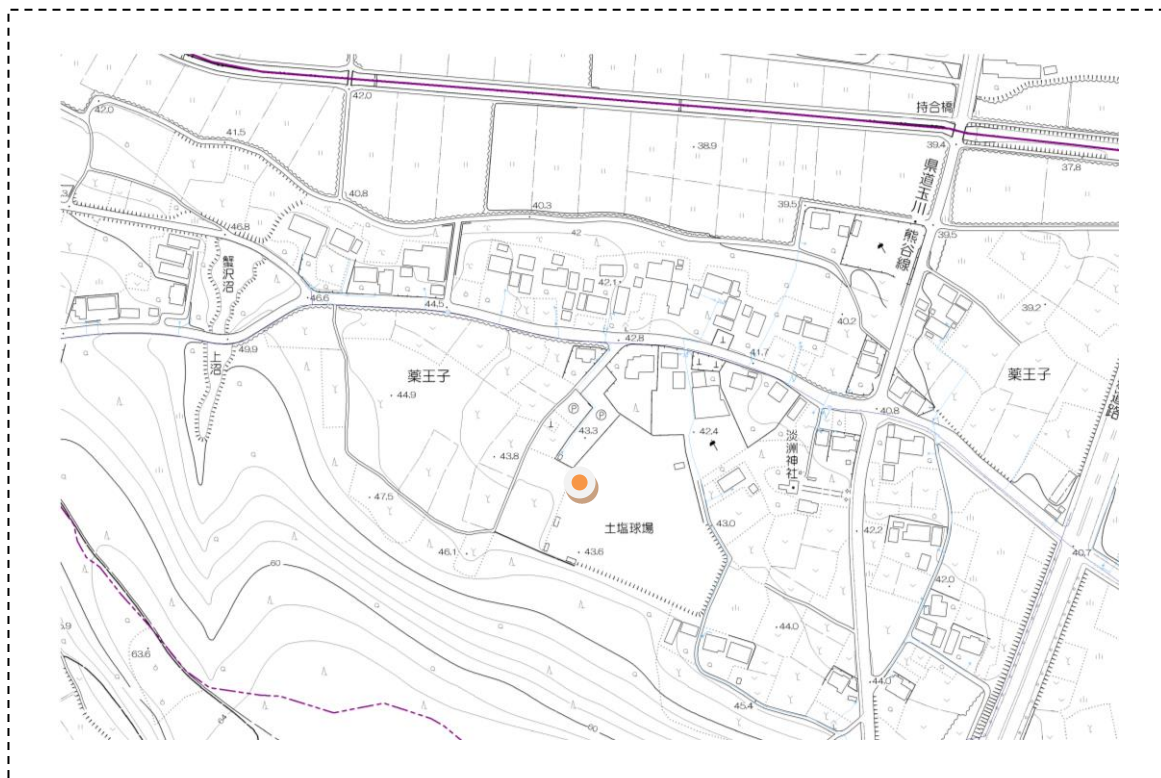
さらに、毎日検査項目については、できる限り末端の給水栓で、且つ毎日採水することが可能な箇所（3箇所）を選定し検査を実施します。

(2) 水源

滑川町の水道では、井戸などの自己水源を持っていません。このため水道の原水として埼玉県水道用水供給事業から浄水を受水しています。

この原水の水質については、埼玉県水道用水供給事業から滑川町への送水系統の最も滑川町配水場に近い箇所（1箇所）の水質検査結果により確認します。

(末端給水栓検査(採水)箇所図)



5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 法令に基づく水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

「法令に基づく水質検査表 (1)」の水質基準項目 (51項目) 及び「法令に基づく水質検査 (2)」の毎日検査項目について検査を実施します。

この他「法令に基づく水質検査表 (3)」の水質管理目標設定項目については、原水が浄水受水であることから、送水元である埼玉県水道用水供給事業の水質検査結果を確認することとします。

イ 検査頻度

「法令に基づく水質検査表 (1)」の項目については、水道法の規定に基づき、概ね月 1 回以上行うこととされている項目については月 1 回、その他の項目については概ね 3 月に 1 回検査を実施します。

なお、「法令に基づく水質検査表 (1)」の項目の検査頻度については、水道法施行規則の規定に基づき検査回数を減又は検査を省略できる項目があります。

この規定に基づき、臭気物質 (ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール) については、原水が浄水受水であり検査の必要性が少ないことから、高濃度となる恐れの高い夏期に 1 回検査を実施します。

その他の項目については、水道水の安全性を確認するため検査回数の減又は検査の省略は行わず検査を実施します。

(2) 通知に基づく水質検査項目

上記 (1) の他、通知に基づく水質検査項目として水質管理目標設定項目があります。この項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すといったことから、検出状況を把握するものです。滑川町の水道原水は浄水受水であることから、送水元である埼玉県水道用水供給事業の水質検査結果を確認することで、検出状況の把握が可能であることから、検査は実施しないこととします。

6 水質検査方法

水質検査は、埼玉県企業局 (検査施設：埼玉県水質管理センター) に委託し実施します。ただし、毎日検査項目については、滑川町役場の職員等が直接実施します。

水質基準項目の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって実施し、省令に記載されていない項目については、「上水試験方法 (日本水道協会)」等によって実施します。

7 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- ①配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ②給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ③その他特に必要があると認められるとき

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画や検査結果については、滑川町ホームページへの掲載、上下水道課窓口での閲覧により公表します。

9 検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

また、検査結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

10 水質検査の精度と信頼性確保について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査機関が行う内部精度管理、外部精度管理の結果を提出させ、その結果を確認するとともに、委託検査機関に対し年に1回以上、水質検査の実施状況の確認検査を実施します。

これらの取組により水質検査の精度と信頼性確保に努めます。

11 水質検査計画の見直しについて

水質検査計画を作成する際に、年1回、検査位置の妥当性や水質検査の精度に関する事項など検討する。

12 関係機関との連携

滑川町では、埼玉県水道用水供給事業から浄水を受水しているため、これらの機関と連絡を密にし、水質異常等に即応できる体制を整えます。

法令に基づく水質検査表（1）

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	法令上の 検査頻度 ※1	検査回数 の減 及び省略	検査計画 頻度 (回/年)	備考
		(単位のないものはmg/L以下)					
1	一般細菌	100 個/mL 以下		月 1 回	不可	12	
2	大腸菌	検出されないこと		月 1 回	不可	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003		年 4 回	※2、※3	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005		年 4 回	※2、※3	4	
5	セレン及びその化合物	0.01		年 4 回	※2、※3	4	
6	鉛及びその化合物	0.01		年 4 回	※2、※4	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01		年 4 回	※2、※3	4	
8	六価クロム化合物	0.05		年 4 回	※2、※4	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04		年 4 回	※2、※4	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		年 4 回	不可	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		年 4 回	※2	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8		年 4 回	※2、※3	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0		年 4 回	※2、※3	4	
14	四塩化炭素	0.002		年 4 回	※2、※5	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05		年 4 回	※2、※5	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		年 4 回	※2、※5	4	
17	ジクロロメタン	0.02		年 4 回	※2、※5	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01		年 4 回	※2、※5	4	
19	トリクロロエチレン	0.01		年 4 回	※2、※5	4	
20	ベンゼン	0.01		年 4 回	※2、※5	4	
21	塩素酸	0.6		年 4 回	不可	4	
22	クロロ酢酸	0.02		年 4 回	不可	4	
23	クロロホルム	0.06		年 4 回	不可	4	
24	ジクロロ酢酸	0.04		年 4 回	不可	4	
25	ジブromクロロメタン	0.1		年 4 回	不可	4	
26	臭素酸	0.01		年 4 回	※3	4	
27	総トリハロメタン	0.1		年 4 回	不可	4	
28	トリクロロ酢酸	0.2		年 4 回	不可	4	
29	ブromジクロロメタン	0.03		年 4 回	不可	4	
30	ブromホルム	0.09		年 4 回	不可	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08		年 4 回	不可	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0		年 4 回	※2、※4	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2		年 4 回	※2、※4	4	
34	鉄及びその化合物	0.3		年 4 回	※2、※4	4	
35	銅及びその化合物	1.0		年 4 回	※2、※4	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200		年 4 回	※2、※3	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05		年 4 回	※2、※3	4	
38	塩化物イオン	200		月 1 回	※6	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		年 4 回	※2、※3	4	
40	蒸発残留物	500		年 4 回	※2、※3	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2		年 4 回	※2、※3	4	
42	ジェオスミン	0.00001		月 1 回	※7	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		月 1 回	※7	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02		年 4 回	※2、※3	4	
45	フェノール類	0.005		年 4 回	※2、※3	4	
46	有機物(TOCの量)	3		月 1 回	※6	12	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下		月 1 回	※6	12	
48	味	異常でないこと		月 1 回	※6	12	
49	臭気	異常でないこと		月 1 回	※6	12	
50	色度	5 度以下		月 1 回	※6	12	
51	濁度	2 度以下		月 1 回	※6	12	

- ※1 法令で「おおむね一箇月に一回以上」及び「おおむね三箇月に一回以上」と記されているものを、それぞれ「月 1 回」及び「年 4 回」と表記。
- ※2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去三年間における当該事項についての検査結果が基準値の五分の一以下であるときは、概ね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、概ね三年に一回以上とすることができる。
- ※3 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略することができる。
(海水を原水とする場合、浄水処理にオゾン処理を用いる場合、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可)
- ※4 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略することができる。
- ※5 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略することができる。
- ※6 自動連続測定・記録をしている場合、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。
- ※7 当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該基準項目産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略することができる。

法令に基づく水質検査表（2）

項目 No.	毎日検査項目	評価	法令上の 検査頻度	検査計画頻度 (回/年)	備考
1	色	異常なし	一日一回以上	365	
2	濁り	異常なし	一日一回以上	365	
3	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	0.1 mg/L 以上	一日一回以上	365	

（参 考）

前年度の水質検査計画からの主な改正内容

※ 2（1）給水状況を変更しましたが、法改正がない為、その他変更なし。

問い合わせ先

滑川町役場 上下水道課

所在地 〒355-8585 比企郡滑川町大字福田 750-1

電 話 0493(56)2231（直通）

0493(56)2211（代表）